



利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた検討課題

2020年12月4日
事務局

- 利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護とのバランスを、どのように確保していくか。プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、プラットフォーム事業者がサービスの魅力を高め、利用者が安心してサービスが利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いをどのように確保していくか。
- スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末情報に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等の実態はどのようになっているか。
- 当該実態を踏まえ、スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末情報に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等については、通信の秘密やプライバシー保護の関係で、その適切な取扱いの確保のために、どのように規律すべきか。
- 今後のAIの活用やIoT化の進展に伴い、データ流通環境等が大きく変化することが想定される中で、これまで総務省において策定してきた電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、位置情報プライバシーレポート、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ等の指針等については、どのように見直していくことが適切であるか。
- 国内外のプラットフォーム事業者、電気通信事業者など関係者による継続的な対話を通じた自主的な取組を促し、その履行状況をモニタリングするという共同規制的なアプローチを適切に機能させるために、どのようなアプローチをとり具体化させていくことが適切か。

【電気通信事業法の射程】

- 競争ルール等の包括的検証の報告書等でしばしば電気通信事業法の役割の変化について言及があった。設備が一方においてソフトウェア化することとサービスがグローバルになるということを通じて、電気通信事業法が電気通信事業者規制法から電気通信サービス利用者保護法に転換を迫られざるを得ないのではないかというところから、各論を検討しなければならないのではないか。【森構成員】
- プラットフォームの自由と規制の在り方をめぐってEU等で様々な動きがある中で、日本の関係法・政策形成の意義・重要性をよりグローバルな規模でこれまで以上に可視化していくために、従来よりももう一步踏み込んだ、シンプルかつより包括的なコンセプトないしは規範的な基軸を打ち出していくのも、政策戦略の将来構想としてあり得るのではないか。【山口構成員】

【個人情報とプライバシー保護】

- 端末の中のデータを個別に分類して、個人情報の該当有無を判断するのではなく、もう少し全体でそういった情報は必ず何かにひもづく可能性があるということを前提にした上で考えていく必要があるのではないか。古くて新しい問題としてフィンガープリントとか、駄目だと言っているにも関わらず検知されないからということでDPIのようなこととか起こり始めているとも聞いており、もう少し大きな枠組みで、やっていいこと、いけないことといった概念の方からもう少し考えていく必要があるのではないか。【寺田構成員】
- 個人情報保護法の令和2年改正において個人関連情報の規制が導入されたが、個人情報になる前、特定の個人を識別することができるものになる前の部分の扱いが、通信の秘密のみなのか、もう少し通信関係プライバシーのようなものを考えて保護しなければならないのか、日本の場合はGDPR等に比べると個人情報の範囲が狭いということがあり、それにより穴になっているところを考えていかなければならないのではないか。【森構成員】

【プライバシー・ポリシーについて】

- プライバシー・ポリシーをめぐる大きな課題としては長文化が進んでおり非常に分かりづらい。長文のポリシーと、短いステートメントなどもあるが、ポリシーの分かりやすさと、分かりやすく見せるための仕組みや工夫というものを今後検討する段階に来ているのではないか。特にユーザーインターフェースのデザインや工夫による見やすさを考えるべきではないか。【新保座長代理】
- プライバシー・ポリシーを読まない、見ない、あるいはそもそも理解できない人も存在することも含めた対策を考えるべきではないか。分かる方には当然ちゃんとした説明が必要であるが、プライバシー・ポリシーを読ませることだけに専念するのではない別の対策というものをそろそろ考えないといけないのではないか。【寺田構成員】
- プライバシー・ポリシーに関し、全部読めと言われても多分無理ではないか。普通というのが何かあって、普通と違うところを見せる形だと非常にシンプルになる。例えば、アプリケーションの種別のようなものを考えて、そのスタンダードを作って、そこの差分を一番最初に表示するような方法を考えていくと少し効果的ではないか。【宮内構成員】
- 同意を求められる事項、その中でもアプリの情報、利用者情報がどこでどのような目的で使われているのかといった事項については、レッドやグリーンなど何らかのカテゴライズできないものか。特に第三者に提供されるもの、かなり微妙な機微情報や健康情報が提供されるなど一定のカテゴリーのものについて、特に注意喚起をするような仕組みでプライバシー・ポリシーや簡略化されたステートメントに注意喚起するというような仕組みをどこかに導入できないか。【大谷構成員】
- コロナ禍での接触確認アプリなどツール導入においても、誤解に基づき導入に慎重になる個人や自治体もあったため、そのアプリが利用する個人データや境界領域にある情報の取扱いについて、正確な情報に基づき導入可否の判断ができるよう分かりやすさを重視した仕組みを導入することが必要ではないか。【大谷構成員】

【プライバシー・ポリシーの公表意義】

- プライバシー・ポリシーの公表意義が社会的、制度的に大きく変化している。企業のアカウントビリティを果たす上での公表事項の要素として投資判断の指標としても用いられつつある。プライバシー・ポリシーをスコアリングするサイトも出てきている。個人情報やプライバシー保護は、企業のアカウントビリティの観点から定着しつつある。また、法定公表事項について、改正個人情報法を踏まえ保有個人データに関する事項の公表等を積極的に行うことが期待される。【新保座長代理】

【プライバシーポリシーの工夫（簡略版・レイヤードアプローチ等）】

- 簡略版を載せない理由として、法務部がプライバシーポリシーは自組織を守るためであって、個人を守るためではないとして強く拒否する事例を聞いている。【崎村構成員】
- 簡略版については義務化されていないので作成しない側面と、一部しか見ないことによる苦情の可能性などを法務からリスク増ととらえられる側面がある。利用者が構造を理解してくれればやりやすくなるが、現状はリスクマネジメントの観点からやらないというのも結構ある。【寺田構成員】
- 分かりやすいポリシー、プライバシーノティスの事例として、ISO/IEC29184で実際に求められているレイヤードアプローチにより、簡単なものを出し、詳細はこっちを見て下さいという形を推奨している（NTTドコモの事例）。EDPB（European Data Protection Board）やプラットフォーム事業者も検討に参加しており今後の変化に期待。【崎村構成員】
- CNILのGoogleに対する制裁の中でも透明性ある情報提供という中で、プライバシーポリシーの仕組みとしてレイヤードアプローチがアグリーメントの中に含まれていた。GDPRの透明性のガイドラインの中に、レイヤードプライバシーポリシーのアプローチに関する在り方がかなり詳細に記述されており、やり方として参考になると思われる。実装例もあると思われ、国際的なベストプラクティスを見るとよい。【生貝構成員】

【スマートフォン・プライバシー・アウトルック】

- スマートフォン・プライバシー・アウトルックについて、2010年代から継続的な検討がなされていることそのものが非常に大きな意義があり、総務省の取組として引き続き継続してほしい。2014年以降の調査により、プライバシーポリシーの掲載率が顕著に向上しているということが非常に分かりやすい調査結果として出ており、継続性の意義がある。【新保座長代理】
- モバイル・コンテンツ・フォーラムがSPIの内容を受けてガイドラインを作成し会員に広めており、一部の情報収集モジュールはSPIの内容を踏まえてプライバシーポリシーへの記載方法を周知している動きもある。【日本総研小竹氏】
- 広告代理店において、ガイドラインを作り会員会社に対してそれを守るように促している。モバイル・コンテンツ・フォーラムのガイドラインは地方公共団体のアプリでも利用例がある。【寺田構成員】

【同意の位置づけ】

- ISO/IEC29184の議論の中では以下のようにされた。同意の取得には考慮点と限界が多く、可能ならば、他の適法な根拠を使った方が良い。そうすることにより、同意によらなければならないものは、同意を求める事自体が例外的なものとして個人に対する注意喚起になる。一方、通知は、処理の根拠に関わらず常に必要であり、その内容は第三者にも示されるべき。【崎村構成員】

【共同規制的なアプローチ】

- 我が国で同意は個人情報保護法だとすごくあっさりした書き方であり、通信の秘密に関する場合は非常に重くなっている。GDPRで言うように、透明性があり十分情報を提供した上で同意を取ることについて、法令レベルではないとしても、電気通信ガイドライン等で書くことにより、ある種の共同規制的な、インセンティブをつくるのが考え得る。【生貝構成員】

【検討の視点】

○ 「同意」の在り方、ユーザーのモラル、プラットフォーム事業者の自主的取組・透明性・アカウントビリティに関する施策を基盤とした上で、これらと相互排他的な代替措置としてではなく、さらなる実効性の確保に向けた追加的な担保措置を促すものとして、例えば以下の3点が挙げられる。

- ①プラットフォーム上での言論・表現の送り手と受け手が相互に互換的な存在となるユーザーの、モラル・倫理・責任に加えて、その「権利」の視点もより前面に打ち出すユーザーライツの観点
- ②AI実装も進むユーザーコンテンツ監視・削除等のシステムに関して、公的部門での規律が必ずしも及ばないブラックボックスの事実状況を把握し、より開かれた検証可能性を確保
- ③事前ないしプロアクティブに公正性、公平性などの社会的価値を、システムのデザインに積極的に組み込んでいくこと。【山口構成員】